

情報ホットライン

いきいき国民健康保険

該当者は「2割軽減申請を」

市民課

昨年度から国民健康保険料に2割軽減制度が導入されました。これに伴い、軽減基準に基づき7割・5割・2割と3つの軽減制度に拡充されたこととなります。

7割と5割の軽減世帯については、昨年分の申告所得に基づき自動的に処理します。2割軽減該当世帯については「軽減申請書」の提出により軽減が受けられます。

4月1日以降で1か月以上国保資格があり、2割軽減の該当世帯には事前に案内文書をお送りします。文書を受け取られた場合は5月末日までに必ず申請してください。

転入や社会保険離脱等で新たに国保の資格ができた世帯では、異動の日を含み13日以内に申請することで2割軽減が受けられます。

軽減の割合と基準(別表)は昨年どおりですが、賦課限度額が本年度から53万円(昨年まで52万円)になります。

(別表) 各軽減の基準額一覧

単位：円

世帯の人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
7割軽減基準額	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
5割軽減基準額	なし	570,000	810,000	1,050,000	1,290,000	1,530,000	1,770,000	2,010,000	2,250,000	2,490,000
2割軽減基準額	670,000	1,010,000	1,350,000	1,690,000	2,030,000	2,370,000	2,710,000	3,050,000	3,390,000	3,730,000

◆世帯の総所得金額がこの基準額以下の場合に軽減に該当します。

◆問い合わせ

◆5割軽減の基準額=330,000+240,000×(世帯の全被保険者数-1)

国民健康保険係

◆2割軽減の基準額=330,000+340,000×(世帯の全被保険者数)

☎23 1 1 3 0

とくにご注意を 申請や提出が遅れると、年度内での2割軽減が受けられません。ご注意ください。※軽減は保険料の「平等割」と「均等割」の応益部分の額に対して行われるものです。

お気軽にご利用を！

一日合同行政相談所

市民課

無料・秘密厳守

◆とき 5月23日(金)

午前10時～午後3時

◆ところ 物産観光センター

登記、税金、年金、保険、道路、役所の窓口サービスなどの行政に対する苦情や要望、相続、土地の境界など近隣問題の悩みことなどの相談に応じます。

◆問い合わせ

窓口係 ☎23 1 1 2 8

☆行政相談委員再任

4月1日付で、開作一明さん(板持4区 ☎21 8 2 3)が総務庁長官から引き続き行政相談委員に委嘱されました。

市民の身近な行政相談の相手として、問題解決のため関係機関への連絡や、助言等を行います。お気軽にご相談ください。

5月水道修繕当番店

◎公道部

三洋商事(株) ☎22 0 3 4 2

◎邸内部

5月1日～7日

西日本液化ガス ☎25 3 5 8 0

5月8日～13日

長門プロパン

5月14日～19日 ☎22 0 8 0 6

長門・萩燃料(株) ☎22 3 6 5 8

5月20日～25日

上田プロパン ☎26 0 0 3 0

5月26日～31日

大隅石油(株) ☎22 6 5 6 5

暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。

地籍調査にご協力を

市課
都計画

実施区域図



平成7年度から、地籍調査を開始していますが、本年度は、西深川の稗畑、びわの木、平坊の一部、1.89km²を実施します。この地域の耕地、山林、その他全ての土地が対象になります。関係者の皆さんには、大変ご

迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

なお、境界が良くわからない土地については、地元や隣接者でくわしい人に聞かれるなどさ、早めに永久杭を設置してください。

また、土地売買などの取引をしておられても、未登記などの場合は、早めに処理をされるなど、今後の調査がスムーズにいくようご協力ください。

◆問い合わせ

地籍係 ☎23 1 1 5 4